產業廃棄物処理施設設置許可申請書

平成〇〇年 ×月 ×日

(宛先) 金沢市長

申請者

住 所 石川県金沢市広坂一丁目1番1号 株式会社 産廃金沢 氏 名 代表取締役 金沢 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 076-220-2304

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置 の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

				がんく中間しより。
産業廃棄物	処理施設の	設置の均	揚 所	石川県糸田新町▲▲▲番地
産業廃棄	物処理施	設の種	1 類	汚泥の脱水施設
産業廃棄物処理	里施設において	処理する産	業廃	汚泥
棄物の種類(当	台該産業廃棄物	に石綿含有	産業	※特別管理産業廃棄物を除く
廃棄物、水銀像		棄物又は水	銀含	※石綿含有産業廃棄物を除く
有ばいじん等か	ざ含まれる場合	は、その旨	を含	
む。)				
着工	予定	手 月	日	年 月 日
使 用 開	始 予 定	年 月	日	年 月 日
※許 可	の年	月	日	年 月 日
※許	可	番	号	
産業廃棄物処理	単施設の処理能	力		1 1 m³/日(8)時間
				t /日()時間
				m³/時間
				t /時間
				面積 m²
				埋立容量 m³
△産業廃棄物	産業廃棄物処	口理施設の	位置	別紙のとおり
処理施設の	産業廃棄物処	理施設の処	理方	二重袋式静圧脱水処理
位置、構造	式			
等の設置に	産業廃棄物処	理施設の構	造及	別紙のとおり
関する計画	び設備			
に係る事項	処理に伴い	量		排水 9 m³/日(8)時間
	生ずる排ガ	処理方法(排出	放流口の数、位置及び放流先等については、別紙
	ス及び排水	の方法(排	出口	のとおり
		の位置、排	出先	
		等を含む。)を	
		含む。)		
	設計計算上達成することがで			別紙のとおり
	きる排ガスの性状、放流水の			
	水質その他の生活環境への負			
	荷に関する数	値		
	その他産業廃	棄物処理施	設の	別紙のとおり
	構造等に関す	る事項		
※事 務	処	理	欄	

			1,5 1.	, 2 面)	
△産業廃 棄物処 理施設 の維持	つい	ガスの性状、放流水 いて周辺地域の生活 こめ達成することと	環境の保全	別紙のとおり	
管理に 関す 計画 係る		ガスの性状及び放流 定頻度に関する事項		別紙のとおり	
項		の他産業廃棄物処理 埋に関する事項	植設の維持	別紙のとおり	
△災害防』 処分場で		ための計画 (産業廃 3場合)	棄物の最終	該当なし	
焼却灰等、 泥等、廃力 等の硫化処	火銀	特別管理産業廃 棄物以外の産業	区分	自家処分	委託処分
に伴い生す	げる は廃	廃棄物	処分方法		
は石綿含有 業廃棄物の 融処理に負	育産 り溶	産 容 特別管理産業廃	区分	自家処分	委託処分
生ずる廃棄の処分方法	医物	棄物	処分方法		
△埋立処分	うの言	十画(最終処分場の	場合)	該当なし	
△産業廃勇に関する		の搬入及び搬出の時	計間及び方法	8:30~17:30の 搬入:タンク車等を使用 搬出:ダンプ等を使用	

申請者(個人である	(場合)		
(ふりがな)		本	籍
氏 名	生年月日	住	 所
(法人である	場合)		
(&)	が な)		
名	称	住	所
·	·	·	/> 1
株式会社	産廃金沢	石川県金沢市広坂一丁目1番1号	
		」 5 項第2号ハに規定する未成年者である場合)	
(個人である			
(ふりがな)		本	
氏名	生年月日	住	
人 有	生 中 月 日	注.	
該当なし			
(417777	141 (A.)		
(法人である		I	
(ふりた		住	所
名	称	122	/21
該当方	2 1		
談 目 4			
役員(法定代理	単人が法人である	場合)	
(ふりがな)			籍
氏名			 所
71	1		ולו
加里 (由軸 #2000年)	マキュロへい		
役員(申請者が法人		(:	popus
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所
かなざわ たろう 金沢 太郎	昭和20年○月△日	石川県金沢市戸室新保○○番地	
TEN YORK	代表取締役	石川県金沢市戸室新保○○番地	
かなざわ はなこ 金沢 花子	昭和22年○月△日	石川県金沢市戸室新保○○番地	
亚/八 16丁	取締役	石川県金沢市戸室新保○○番地	
いしかわ いちろう	昭和30年○月△日	石川県金沢市鳴和台○○○番地	
石川 一郎	監査役	石川県金沢市広坂1丁目○番△号	
かなざわ よしお	大正10年○月△日	石川県金沢市戸室新保○○番地	
金沢・吉男	相談役	石川県金沢市戸室新保○○番地	
		<u> </u>	
	<u> </u>	【※住民票に記載のとおりに記入すること】	
		【※この欄に書ききれない場合は、別紙に記載す	<u>ること</u> 】—
			_

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当 する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があ るとき)

_	/							
	発行済格	朱式の			出資の額			
	総数			株				
	(ふり	がな)		保有する株式の数又は出資の金額	本	籍		
	氏	名	生 年 月 日	割 合	住			
	かなざわ 金沢	たろう	昭和 20 年○月△日	3 0 0	石川県金沢市戸	『室新保○○番地		
	金沢	太郎	咱们 20 午○月△日	30%	石川県金沢市戸室新保○○番地			
	かなざわ 金沢	^{はなこ} 花子	昭和 22 年○月△日	3 0 0	石川県金沢市戸	『室新保○○番地		
	金沢	化于	[−] □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	30%	石川県金沢市戸室新保○○番地			
	いしかわされる川産	いぎょう ア 344 (141)		200				
	4 川 暦	三美(附)		20%	石川県金沢市広	□ 「「「」」 「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「 」 「 」 「 」		
	とうきょ (株)東京	うこうぎょう - エーン		1 0 0				
	附果万	八 上 美		10%	東京都〇〇区〇	◎◎町△△番□□号		
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·		

【※発行済株式総数の100分の5以上の株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときに記入すること】

【※この欄に書ききれない場合は、別紙に記載すること】

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりが	な)	生 年 月 日	本	籍
氏	名	役職名・呼称	住	所
	ろう	昭和40年○月△日	石川県金沢市戸室新保○○番地	
金沢	文郎	金沢支店長	石川県金沢市戸室新保○○番地	_

【※別紙で該当者が政令使用人である旨の申立書を作成し添付すること】

【※該当者がいない場合は「該当なし」と記入すること】

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
- - (1) 産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付するこ
- 5 焼却灰等の処分方法は、令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第12号及び第13号の2に掲げる施設の場合に記入 すること
- 6 汚泥等の処分方法は、令第7条第4号、第6号及び第11号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法は、令第7条第11号の2に掲げる施設の場合 に記入すること。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載すること とし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その 他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の 支配力を有するものと認められる者を含む。
- 10 都道府県知事が定める部数を提出すること (1部)

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1	車	╨	σ	全.	/ k ·	킈	±п.	亩
1	#	*	U)	'+·'	144	Π		1

建設現場において発生する含水率の高い汚泥を中間処理(脱水)し、再利用する。

2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

		700714174 (14/44 11 . 1	, <u>==</u> /(,==)(,==,==,=,==,=,==,=,=,=,=,=,=,=,=,=	R/X 0 /C/J =	5 '7
	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	処分量 (t/別は m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	220m3/月	泥状	株式会社○○土木 金沢市広坂一丁目 △番地	脱水	○○最終処分場石川県金沢市○○町▲▲▲番地
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

備考 取扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要					
処理施設の種類	汚泥の脱水施設				
設置場所	石川県金沢市糸田新町▲▲▲番地				
設置年月日	平成 年 月 日				
処理能力	11m3/日(8時間稼働)				
廃棄物の種類	汚泥 ※特別管理産業廃棄物を除く ※石綿含有産業廃棄物を除く				
処理施設の処理方式及び設備の概要	二重袋式静圧脱水処理				
環境保全設備の概要	・脱水後の処理水については、貯留のうえ適正に処理する。・悪臭発生のおそれがある汚泥は取り扱わないこととし、悪臭防止に努める。・処理後の汚泥については、一時貯留する保管施設を設置するとともに、処理後は速やかに搬出を行い流出防止に努める。				

	镁	+-	///	L	\Box	n	9
1	対け	ᇇ	弗	L	ヮ	U)	ರ

3. 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

5. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

処分業を行う時間

勤務時間 8:30~17:30

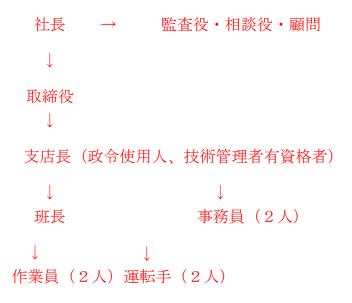
施設稼働時間 8:30~12:00、13:00~17:30

休業日

日曜、祝日、第2・4土曜日

盆休、年末年始その他会社の指定する日

組織



従業員数内訳

平成〇〇年 ×月 ×日現在

	政令第6条の10で準 用する第4条の7に規 定する使用人			運転手	作業員	その他	合 計
3人	1人	1人	2人	2人	2人	0人	11人

(日本工業規格 A列4番)

6. 環境保全措置の概要 (1) 中間処理施設において講ずる措置	
に規定する産業廃棄物処理施設	規定する産業廃棄物処理基準、同法第15条の2 の技術上の基準及び同法第15条の2の3に規 持管理の技術上の基準を遵守した措置を講じ、適 表別添)。
(2) 保管施設において講ずる措置	
	規定する産業廃棄物処理基準及び同法第12条管基準を遵守し、適正に廃棄物の保管を行う。(
(3) 最終処分場において講ずる措置	

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

平成〇〇年 ×月 ×日

申請者

住 所 石川県金沢市広坂一丁目1番1号 株式会社 産廃金沢 氏 名 代表取締役 金沢 太郎 印 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

金沢市長 様

様式	第十二	号(第十	一条第	第六項第六号関係)		
				業廃棄物処理施設の の資金の調達方法を		持管理に要する資金の総額 類
	内	訳			金	額(千円)
	事業の開始に要する 資 金 の 総 額		【記入例】	000,	000千円	
	土		地		000,	000千円
	事	務	所	鉄骨造新築	Ο,	000千円
	処	理 施	設	一式	Ο,	000千円
	そ	Ø	他	重機等リース		〇〇〇千円/月
				維持管理費		〇〇〇千円/月
	自市	己資	金	銀行預金		△△△千円 機関の残高証明書添付)
	借	入	金			▲▲▲千円 計画書添付)
調	(借入先名))		㈱○○釒釒	限行□□支店
達						
方	そ	0	他			
	増		資			
\/L						
法						
1						

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

資産に関する調書(個人用)

平成○○年 ×月 ×日現在

	T		平成〇〇年 ×月 ×日現在
資産の種別	内 容	数量	価格、金額(千円)
現金預金	銀行預金		〇, 〇〇〇千円
有価証券	株券		000千円
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅兼事務所		00,000千円
建物	自宅兼事務所		00,000千円
備品	通信機器等		000千円
車両	ダンプ		000千円
その他			
	資 産	計	00,000千円
負債の種別	内 容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入		△△, △△△千円
短期借入金			
未払金			
預り金			
前 受 金			
買掛金			
支払手形			
その他			
	負 債	計	

I その他の添付書類について

1 住民票の写し

・個人である申請者、法人である申請者の役員(相談役・顧問を含む)、政令使用人、法定代理 人及び発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資の額の100分の5以上の出資をしてい る者のうち個人について、それぞれ添付すること。なお、本籍及び筆頭者は省略しないこと。

2 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

・別紙1を参考のうえ、提出対象者(住民票のの写し提出対象者と同じ)の証明書を添付すること。

3 定款

- ・定款の末尾に原本の写しに相違ない旨、日付とともに記入のうえ、記名押印すること。
- 定款を変更した後の原本を作成していない場合は、議事録を添付すること。

4 法人の登記事項証明書

・法人である申請者及び発行済株式総数の100分の5以上の株主又は出資の額の100分の5以上の出資をしている者のうち法人について添付すること。

5 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 [法人]

- ・<u>税務署の発行する</u>納税証明書(納税額及び納付済額の記載があるもの(納税額等証明用))、確定申告書の写し(原則として別表 1・4を提出とするが、決算状況に応じてその他の書類の提出を求めることがある)、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付すること。
- ・上記書類は、直前3年の各事業年度分を添付すること。

6 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 [個人]

- ・<u>税務署の発行する</u>納税証明書(納税額及び納付済額の記載があるもの(納税額等証明用))及 び確定申告書の写しを添付すること。また、給与所得者は源泉徴収票の写しも添付すること。
- 上記書類は、直前3年分を添付すること。

7 当該施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

・原則として、設置する施設に応じた「廃棄物処理施設技術管理者講習」の修了証の写しを添付 すること。

8 その他

- 不動産の登記事項証明書、法人の登記事項証明書、住民票の写し、外国人登録証明書の写し、 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、納税証明書等の公の機関が発行 する証明書等については、申請時において3か月以内に発行された原本(副本については複写 で可。)を添付すること。
- ・取扱う廃棄物が燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、政令第 13 号廃 棄物である場合はその性状を分析した証明書の添付を求めることがあります。

Ⅱ 許可取得後の手続き

1 変更許可

- ・処理施設において処理する産業廃棄物の種類、処理施設の処理能力、処理施設の位置・構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画を変更しようとするときは、新たに許可を受ける必要があります(法第15条の2の6)。
- ・ただし、変更内容が、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りではありません。
- ・なお、変更した許可証の交付にあたっては、変更前の許可証を返納する必要があります。
- 2 軽微な変更等及び施設の廃止・休止等に係る届出について
 - ・次の事項を変更したとき、又は施設を廃止したとき、若しくは休止若しくは休止した施設を再開したときは、遅滞なく届出書(様式第23号)を提出しなければなりません(法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項)。
 - ①規則第 12 条の 8 の規定によるもの ②法定代理人、役員、政令使用人、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の出資をしている者 ③焼却施設及びばい焼施設にあっては、焼却灰等の処分方法 ④油水分離施設、中和施設及び分解施設(廃 PCB を除く。)にあっては、汚泥等の処分方法 ⑤廃石綿等の溶融施設にあっては、処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法 ⑥最終処分場にあっては埋立処分の計画及び災害防止のための計画 ⑦廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項 ⑧着工予定年月日及び使用開始予定年月日
 - ※変更届に併せ必要な書類や図面等がありますので、別途ご相談下さい。

3 実績報告

・毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における処理の実績を所定の様式により報告しなければなりません(法第18条第1項及び金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第21条)。

Ⅲ 許可申請の添付書類の省略について

〇先行許可を利用した添付書類の原本省略について

住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び法人株主の登記事項証明書は、先行許可制度を利用することで原本の提出を省略することができます。本制度を利用する際は、申請時に先行許可証(許可の日から5年を経過しておらず、先行許可制度を利用して申請していないものに限る。原本)を提示し、①、②及び添付書類省略申立書(先行許可用)を添付してください。

- ①直近の先行許可申請の際に添付した住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨 の登記事項証明書及び法人株主の登記事項証明書を複写したもの
- ②直近の先行許可の申請書の第1面から第3面を複写したもの

IV 欠格要件について

申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号(欠格要件。内容は様式第 2 号に記載)に該当する場合、許可をしてはならないこととされています。申請書(又は届出書)受理後、欠格要件該当の有無を関係機関に調査することとなりますのでご留意ください。

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書について

産業廃棄物収集運搬業の許可を申請する者は、「成年被後見人及び被保佐人」に該当しないことと規定されています(法第 14 条第 5 項第 2 号イにおいて準用する法第 7 条第 5 項第 4 号イ)。

許可申請の際は、次の事項を参考にして「成年被後見人及び被保佐人」に該当しない旨の証明書を添付してください。

〇提出証明書の名称

「登記されていないことの証明書」

〇対象者

- 1. 申請者が個人の場合
 - (1) 申請者
 - (2) 法定代理人
 - (3) 令第6条の10に規定する政令使用人
- 2. 申請者が法人の場合
 - (1) 法定代理人
 - (2) 役員等
 - (3) 令第6条の10に規定する政令使用人
 - (4) 発行済株式総数総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者 (法人を除く)

〇申請先

各都道府県の法務局の本局(石川県は金沢地方法務局) または

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課 Tel 03-5213-1360

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/index.html

〇申請方法

- 証明申請書はお近くの法務局にあります。
- ・ 申請書には、請求通数 1 通あたり 300 円の収入印紙の貼付が必要です。収入印紙は郵便局、法務局(含む支局・出張所)等の印紙売場で事前にお買い求めください。
- ・ 申請書の証明事項の欄は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」に チェックしてください
- 代理人が申請するときは、委任状の添付が必要です。
- ・ 請求者又は代理人の本人確認ができる資料(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)が必要です。
- ・ 東京法務局でのみ郵送による請求を取り扱っています。郵送請求の場合は、本 人確認資料のコピー及び返信用封筒(切手を貼付し、宛名を記載したもの)を同 封してください。